

組合だより

第5号

処暑の候。皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は、本組合事業にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在組合では東工区の事業終息に向け着々と事業が進んでおります。後段で詳しくご報告いたしますが、当初予定より若干前倒しで進んでおり、11月に換地処分公告が行われ、その翌日から住所が新しい住所に切り替わる予定です。また法務局もそれから登記を新しい土地の表示に書き換える作業に着手するため、登記事務が閉鎖され土地登記簿謄本（全部事項証明書）が取得できなくなります。作業が終了し登記事務の閉鎖が解除され、新しい土地登記簿謄本（全部事項証明書）が取得できるようになるのには若干時間がかかると思います。

西工区の事業については、現在急ピッチで工事を進めており、今年度末までに概ね工事が完了する予定です。なお、大きく土を動かす造成工事は今秋頃までに概ね終了し、その後は道路築造工事、排水路築造工事等を進める予定です。造成工事が完了すれば若干埃等の発生は減ると思いますので、今しばらくご協力をお願いいたします。また組合事務所の道路を隔てた南側の宅地（現在、日本国土開発㈱の現場事務所が建っている場所）につきましても、西工区の工事において若干宅盤高を上げる工事に着手しておりますのでご承知おきください。

本事業の1日でも早い完成に向け役員一同努力してまいりますので、皆様におかれましても、より一層ご理解、ご協力賜りますようお願いいたします。

多度町小山土地区画整理組合
理事長 加藤 正人



1. 令和5年度収入支出予算について

令和5年3月26日に開催した令和4年度第3回総代会において、令和5年度収入支出予算が可決決定されました。

現在はその予算に基づいて令和5年度事業を執行しております。

(令和5年度収入支出予算の概要)

収入の部		支出の部	
項目	金額(円)	項目	金額(円)
1 助成金	0	1 工事費	1,896,000,000
2 保留地処分金	2,375,000,000	2 負担金	1,500,000
3 雑収入	205,000	3 補償費	5,000,000
4 借入金	0	4 法2条2項事項	114,000,000
5 前年度繰越金	151,795,000	5 調査設計費	130,000,000
		6 借入金利子	0
		7 会議費	200,000
		8 事務所費	31,430,000
		9 諸支出金	110,000
		10 予備費	92,760,00
		11 償還金	0
収入計	2,527,000,000	支出計	2,271,000,000

※ 収入計と支出計の差額「256,000,000円」は令和6年度への繰越金になります。

2. 東工区の換地処分公告について

東工区の事業については、去る令和5年6月10日から6月23日までの2週間換地計画の縦覧を行いました。縦覧期間内に特にご意見等もなく、現在は換地計画の認可申請書を県に提出し、内容を審査していただいているところです。審査が終了しますと換地計画が認可されますので、9月中旬には換地処分通知を土地所有者の方々に郵送にてお届けする予定です。その後、換地処分の完了届を県に提出し、**11月2日(木)**付けで換地処分公告がなされる予定です。

土地区画整理法上、換地処分公告の効力はその翌日に発生しますので、11月3日から東工区の町名地番が「多度町小山台〇丁目〇〇番地」という新しい町名地番に変わることとなります。

3. 東工区住所変更に伴う諸手続きについて

先にご報告いたしました11月3日から東工区の住所が変わることにより、住民基本台帳（住民票）・戸籍・印鑑登録等の住所は市役所が変更手続きを行います。

しかしながら、皆様がお手元にお持ちになっている、自動車運転免許証・マイナンバーカード等の住所はご自身で変更手続きを行う必要があります。

なお、詳細につきましては、後日市役所から案内がありますので、よろしくお願いたします。

4. 東工区の保留地購入者の方々へ

東工区内で組合ないしは大和ハウス工業㈱等から保留地を購入された方々に対する説明会を次の通り開催いたします。

対象者の方々には日時を指定した開催通知を送付いたしますので、万障繰り合わせの上、ご出席いただきますようお願いいたします。なお組合が指定した日時にご都合が悪い場合は、組合事務所までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

場 所：多度まちづくり拠点施設 教室1、教室2

日 時：①9月16日（土） 午後

②9月24日（日） 終日

5. 西工区の工事について

現在、西工区では、今年度末の工事完了に向け、急ピッチで工事を進めております。

桑名市消防署多度分署北側の4号調整池は、ほぼ工事が完了し、現在は周囲の仕上げに着手しております。また宅地整地工事も完了に近づいており、現在は西工区の周回道路である見晴台線の築造工事、3号調整池築造工事、排水管布設工事、上下水道布設工事等に着手しております。



地区北西方向から南東方向を望む



消防署北交差点（新設）から西方向を望む

（令和5年7月末撮影）

6. 東工区の土地に対する申請手続き、証明等の発行について

11月2日付けで換地処分公告がされますと、その翌日から今まで建築物、工作物等を作るために必要であった「施行地区内建築行為等許可申請（76条申請）」が東工区においては不要となります。なお、建築基準法に基づく「建築確認申請」は引き続き必要ですので、お間違えのないようにお気を付けください。

また、今まで組合で発行しておりました「仮換地証明・敷地地番該当証明」も東工区の土地に対しては発行できなくなりますので、ご承知おきください。

なお、西工区の土地に対しては、76条申請も必要ですし、仮換地証明等の証明類も発行可能です。

7. 留意事項

土地区画整理事業を円滑に進めるために、以下の事項にご協力ください。

○ 土地の権利の異動の届出について

本組合定款の規定により、宅地及び建物等に関する権利に異動を生じたときは、当事者双方連署して組合にその旨を届け出てください。

届け出いただけない場合、組合から発送する重要書類がお手元に届かないことがありますので、必ず届け出をしてください。

【連絡先】 多度町小山土地区画整理組合

桑名市多度町多度580-1（103街区1画地）

電話・FAX （0594）49-2059

E-mail oyama-kukaku@clock.ocn.ne.jp

開所時間：平日 午前9時～午後3時（正午から午後1時を除く）

※ 土曜日・日曜日及び祝日は休みとなります

